

## 東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部への要請

東北志士の会 代表  
自由民主党福島県第二選挙区支部長  
郡山市防災対策アドバイザー

根 本 匠

### 風評被害対策と補償を急げ！

郡山市をはじめ福島県においては、「地震」「津波」による被害に加え「原発」による農産物・加工食品等への風評被害が拡大している。特に、政府による出荷制限、摂取制限の指示により、風評被害に加え、出荷制限による直接被害が生じている。風評被害は農水産物にとどまらず、加工食品、製造業の生産現場まで広がっており、このままでは、農業者はもとより、地域経済に大きな打撃をもたらす。

風評被害対策については、すでに、3月18日付で「食の風評被害を防ぐ」として、要請した所であるが、国においては、風評被害対策、風評被害による損失の補填等に緊急に取り組むべきである。

#### 1、出荷制限の対象範囲を見直せ

出荷制限は、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により、総理が指示したものである。総理の指示権限は、「その必要な限度において、」という限定が付けられており、食の安全を考慮しても、あきらかに基準値を超えていないもの、検出されていない地域まで、出荷制限、摂取制限を行うことは合理的な判断か疑問である。

特に対象地域の指定を、県単位で行われることについては、合理的根拠が乏しい。調査手法を強化し、産地を特定、明確化する仕組みを早急に整え、必要な地域に限定すべきである。

また詳細なモニタリングや検査により、必要以上の出荷制限、摂取制限は緩和すべきである。

#### 2、規制と補償は一体

国（総理）の権限で出荷規制の指示を行った農産物については、規制を行う以上、当然、国は速やかに補償を行うべきである。特に、出荷制限により収入が途絶え、明日の資金にも困窮する、直接被害を被った生産者に対し即刻資金手当てを措置する必要がある。具体的には、酪農、畜産、露地野菜などの全量買い上げ、被害農家への現金支給等。

「原発」による風評被害については、出荷停止の対象以外にも対象範囲を明確化し、早期に損害補償の具体的な方針を策定し、公表すべきである。

#### 3、詳細なモニタリング、検査と情報公開

早急にモニタリング、検査体制を強化し、正確な情報提供により、食の安全と風評被害の防止に取り組むべきである。

特に正確な情報提供にもとづく、風評被害の防止と明確なルールによる出荷制限の解除に緊急に取り組むべきである。